

税務・財務情報 第3104号

加熱する節税保険に 国税庁及び金融庁問題視！

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン



行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

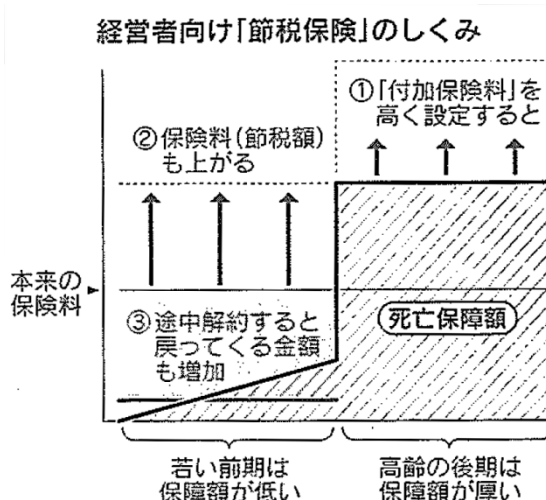
加熱する節税保険に 国税庁及び金融庁問題視！

1 はじめに

われわれ自身も、いくらなんでもやりすぎではないかと疑問に感じていた節税保険について国税庁と金融庁が本格的に介入してきました。

「節税保険」の販売停止（日本経済新聞
2019年2月14日朝刊1面）

生命保険会社各社は、節税目的の加入が増えている経営者保険の販売を一時取りやめることを決めた。国税庁が、同保険の税務上の取り扱いを見直し、支払った保険料を損金算入できる範囲に制限をかける検討を始めるため。中小企業の節税ニーズをとらえて市場が急拡大してきたが、転機を迎える。



「節税保険」に限らず、全ての保険商品は金融庁が個別に認可しています。

今回問題視されているのは、認可対象外の付加保険料と呼ばれる運営コスト費用です。これを高く設定することで支払い保険料が高くなり、損金に計上できる金額を大きくすることができます。保険会社の過当競争や、恣意的な付加保険料の設定が問題とされました。

2 法人保険の活用方法

保険は、節税目的のためだけではなく、日常生活で起こる様々なリスク（危険）に備える制度です。法人経営、個人経営も同様です。保険が税控除の対象となっているのは、万が一に備える自助努力を支えることを目的としているからです。

具体的には、

- ① 役員及び従業員の退職金を、税負担を軽くしながら効率よく積み立てる。
- ② 予期せぬ突発的な経営危機に備える。
- ③ 経営者に万が一のことがあった場合に備える。
- ④ 医療保険、がん保険で従業員の福利厚生に備える。

- ⑤ 将来の大規模修繕のために備える。
- ⑥ 従業員の勤務中の事故や災害、ケガに備える
- ⑦ 火災保険、自動車保険、賠償責任保険、海上保険

その他法人保険の活用方法は、その目的(リスク)に応じて多数の商品があります。

3 保険加入による法人税の節税効果

例えば、A株式会社は12月決算法人です。ここ数年、業績が良く当期も利益が500万円位計上されるとします。最終の利益が500万円の場合には、約35%の法人税等(≒175万円)が発生します。決算見通して、12月中に500万円損金可能な保険に加入すると、税負担175万円が節税可能となります。

退職金の支払いの時期に合わせ、解約返戻金が最大となる保険に加入することで、解約返戻金を退職金の支払いに充てることが可能となり、かつ、課税される金額を減少させることができます。

4 保険の種類

保険を適切なタイミングで解約して解約返戻金を受け取ると、退職金や大規模な設備投資の資金に充てることができます。

保険の種類によって、損金に算入できる割合や、解約返戻金の税法上の扱いも異なります。解約返戻金から資産計上分を差し引いた額が益金(又は損金)の額となります。一部をご紹介しますと、次のような特徴があります。

1. 終身保険

保険期間を終身とする保険です。定期保険などのように保険期間の満了や満期がありません。保険事故が発生した場合には必ず保険金が支払われます。保険期間の途中で解約した場合には解約返戻金が発生します。保険料は定期保険より高くなります。貯蓄性が高いため、保険事故発生や解約まで資産に計上しなければいけません。

2. 定期保険

基本的には掛け捨てで満期保険金のない保険であり、定期預金のように収益性はありません。定期保険は、他の生命保険と比べると保険料が安く保障が大きい保険です。

保険期間中に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われます。支払った保険料の額は、保険期間に対応する保険料を損金の額に算入します。

なお、定期保険のうち 保険期間が長期のものは**長期平準定期保険**として、また、保険期間の経過に伴い保障額が大きくなるものは**逡増定期保険**として 税務上の処理が異なります。

3. 長期平準定期保険

一般の定期保険と違い、保険期間が長期に渡る一定要件の定期保険は、各年の保険料が平準化されているため、保険期間の前半において支払う保険料の中には多額の前払い保険料が含まれています。そのため保険料の取扱いは、保険期間の6割相当期間と、それ以後の期間で異なります。

①保険期間の6割相当期間 支払い保険料の1/2は損金 1/2は資産計上

②残り4割相当期間 支払い保険料を損金+①の資産計上額を取り崩し

4. 遡増定期保険

保険期間の経過に伴い保障額が大きくなる保険で、一定の要件に該当するものをいいます。遡増定期保険は、将来の増加補償額部分に係る保険料を前払いして平準化しているため、保険期間の前半の支払い保険料の中に多額の前払保険料が含まれます。そのため、保険期間満了年齢、保険加入年齢、保険期間に応じて損金算入額が異なります。例えば、

◆保険期間満了年齢>70歳、かつ(保険加入年齢+保険期間×2)>95の場合

①保険期間の6割相当期間 支払い保険料の1/3は損金 2/3は資産計上

②残り4割相当期間 支払い保険料を損金+①の資産計上額を取り崩し

◆保険期間満了年齢>80歳、かつ(保険加入年齢+保険期間×2)>120の場合

①保険期間の6割相当期間 支払い保険料の1/4は損金 3/4は資産計上

②残り4割相当期間 支払い保険料を損金+①の資産計上額を取り崩し

5 最後に

保険にかかわらず、金融商品全般において金融庁及び国税VS生命保険会社等は上記のようなイタチごっこを繰り返してきました。生命保険会社等も手を替え、品を替えて、また新しい保険商品を開発してくると思います。

ただ、法人保険の機能は「税負担の軽減」だけではありません。各種保険の特徴をふまえて上手に活用していただきたいと思います。

弊社ではお客様のニーズに合わせた保険をご提案できるよう、保険専担者が在籍しています。ご興味のある方は、担当者にお問い合わせください。